

第 4 回委員会

能代市立地適正化計画

－ 誘導施設（案） －

目次

内容	ページ番号
1. 誘導施設の設定	1
1－1. 誘導施設の候補となる施設の整理	1
1－2. 誘導施設の設定	2

I. 誘導施設の設定

- 誘導施設は、人口減少・高齢化が今後とも継続する中において、医療・福祉・商業・子育て支援の各施設など、市民の共同の福祉や利便のために必要なもので、都市機能誘導区域内にある現有機能の維持や流出抑制、新たな施設の立地による機能増進を図るため、誘導を促進する施設です。

※市民以外の者の宿泊のみに特化した宿泊施設や、市民の共同の福祉や利便に寄与しないオフィス等の施設は、誘導施設にはなりません。

- 本計画で位置づける「能代地域中心拠点」および「二ツ井地域中心拠点」それぞれの性質に合わせ、各拠点に立地していることが望ましい施設として、誘導施設を設定します。

1-1. 誘導施設の候補となる施設の整理

- 能代市立地適正化計画への位置づけが考えられる誘導施設の候補施設は以下のとおりです。

表 1 誘導施設の候補施設

施設区分	分類	施設区分	分類
行政施設	市役所	商業施設	スーパーマーケット
	地域振興局		ドラッグストア
	市民サービスセンター		コンビニエンスストア
	地域センター		ホームセンター
	公民館	金融施設	郵便局
介護・福祉施設	老人福祉施設		銀行
	・ 地域包括支援センター		信用金庫等
	・ 指定居宅介護支援事業所		JA バンク
	・ 通所介護施設	教育・文化・交流施設	小学校
	・ 訪問介護施設		中学校
	・ 入所介護施設		高等学校
	・ 多機能型施設		特別支援学校
	障がい福祉サービス等施設		専門学校等
子育て支援施設	子育て世代包括支援センター		図書館
	放課後児童クラブ		博物館等
	認可保育所		文化ホール
	認定こども園		コンベンション機能を有する複合施設（床面積 500 m ² 以上の会場を有する施設）
	子育て支援センター		集会施設
	母子生活支援施設		体育館
	助産施設		
	児童館		
医療施設等	病院		
	医科診療所		
	調剤薬局		

表 2 誘導施設の例

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m2以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m2以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省、令和3年7月改訂）

1-2. 誘導施設の設定

（1）誘導施設候補施設の利用圏域および立地状況の整理

- 誘導施設の候補施設は、その目的や役割によって、対象とする利用圏域（サービス対象範囲：「広域圏」「市域圏」「地域圏」）が異なります。

表 3 誘導施設候補施設の利用圏域の考え方

区分	利用圏域
広域圏	能代市周辺の市町村も含めた利用圏を対象
市域圏	市内全域からの利用圏を対象
地域圏	能代市の都市形成の変遷から分かれる旧市町（旧能代市および旧二ツ井町）や小・中学校区等の日常生活圏を対象

- 誘導施設候補施設の立地状況は次のとおりです。誘導施設候補施設は、能代地域の用途地域に集中して立地しています。
- 「市域圏」を対象とする施設のうち、市内全域を対象としてサービスを行う施設（市役所、子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、病院、博物館）は、能代地域の都市機能誘導区域内に立地しています。
- 一方、「広域圏」を対象とする施設（地域振興局、救急告示病院に認定されている病院、高等学校 等）は、都市機能誘導区域外に立地しています。
- 「地域圏」を対象とする施設は、能代地域の都市機能誘導区域内には概ねの種類の施設が立地しています。一方、二ツ井地域の都市機能誘導区域では、子育て支援施設や教育・文化施設の立地が少ないものの、居住誘導区域内には概ねの種類の施設が立地しています。

表 4 誘導施設候補施設の立地状況（１／２）

		都市機能誘導区域内				居住誘導区域内				【参考】用途地域内		全数 （都計区域）	利用圏域
		能代地域		二ツ井地域		能代地域		二ツ井地域		能代地域	二ツ井地域		
行政施設	市役所	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	1	1	2	市域圏
	地域振興局	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	0	1	広域圏
	市民サービスセンター	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	0	1	地域圏
	地域センター	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0	5	地域圏
	公民館	0	0.0%	2	18.2%	1	9.1%	3	27.3%	4	3	11	地域圏
介護・福祉施設	老人福祉施設	12	11.8%	2	2.0%	31	30.4%	4	3.9%	79	6	102	市域圏・地域圏
	障がい福祉サービス等施設	9	32.1%	1	3.6%	12	42.9%	1	3.6%	21	2	28	地域圏
子育て支援施設	子育て世代包括支援センター	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	0	1	市域圏
	放課後児童クラブ	3	37.5%	0	0.0%	4	50.0%	1	12.5%	7	1	8	地域圏
	認可保育所	2	18.2%	0	0.0%	5	45.5%	2	18.2%	8	2	11	地域圏
	認定こども園	1	16.7%	0	0.0%	4	66.7%	0	0.0%	6	0	6	地域圏
	子育て支援センター	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	1	1	2	地域圏
	母子生活支援施設	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	0	1	市域圏
	助産施設	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0	1	市域圏
	児童館	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	1	1	地域圏
医療施設等	病院（救急告示病院）	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	2	0	3	広域圏
	病院（上記以外）	1	50.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	2	0	2	市域圏
	医科診療所	20	38.5%	1	1.9%	34	65.4%	2	3.8%	44	3	52	地域圏
	調剤薬局	11	31.4%	2	5.7%	19	54.3%	3	8.6%	32	3	35	地域圏
商業施設	スーパーマーケット	3	21.4%	1	7.1%	4	28.6%	1	7.1%	10	1	14	地域圏
	ドラッグストア	1	6.3%	1	6.3%	3	18.8%	2	12.5%	13	2	16	地域圏
	コンビニエンスストア	3	10.7%	1	3.6%	9	32.1%	1	3.6%	21	2	28	地域圏
	ホームセンター	1	16.7%	1	16.7%	3	50.0%	1	16.7%	3	1	6	地域圏
金融施設	郵便局	3	21.4%	1	7.1%	5	35.7%	1	7.1%	8	1	14	地域圏
	銀行	5	71.4%	1	14.3%	6	85.7%	1	14.3%	6	1	7	地域圏
	信用金庫等	3	60.0%	1	20.0%	4	80.0%	1	20.0%	4	1	5	地域圏
	JAバンク	1	25.0%	0	0.0%	1	25.0%	1	25.0%	3	1	4	地域圏

※令和２年１２月末時点

表 5 誘導施設候補施設の立地状況（2 / 2）

		都市機能誘導区域内				居住誘導区域内				【参考】用途地域内		全数 （都計区域）	利用圏域
		能代地域		二ツ井地域		能代地域		二ツ井地域		能代地域	二ツ井地域		
教育・文化 ・交流施設	小学校	1	16.7%	0	0.0%	2	33.3%	1	16.7%	5	1	6	地域圏
	中学校	0	0.0%	0	0.0%	2	33.3%	1	16.7%	3	1	6	地域圏
	高等学校	0	0.0%	0	0.0%	2	50.0%	1	25.0%	2	1	4	広域圏
	特別支援学校	0	-	0	-	0	-	0	-	0	0	0	広域圏
	専門学校等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0	1	広域圏
	図書館	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	1	1	2	地域圏
	博物館等	1	50.0%	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	2	0	2	市域圏
	文化ホール	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	0	1	市域圏
	コンベンション機能を有する複合施設	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	0	1	市域圏
	集会施設	0	0.0%	0	0.0%	4	66.7%	1	16.7%	4	1	6	地域圏
	体育館	1	20.0%	0	0.0%	1	20.0%	2	40.0%	3	2	5	地域圏

※令和2年12月末時点

※令和3年4月の能代科学技術高等学校の開校を反映（能代工業高等学校および能代西高等学校の統合）

表 6 老人福祉施設の立地状況（※機能単位での集計。1施設に複数機能を有する場合がある）

	都市機能誘導区域内				居住機能誘導区域内				【参考】用途地域内		全数 （都計区域）	利用圏域
	能代地域		二ツ井地域		能代地域		二ツ井地域		能代地域	二ツ井地域		
地域包括支援センター	2	50.0%	0	0.0%	2	50.0%	0	0.0%	2	0	4	地域圏
指定居宅介護支援事業所	2	8.0%	0	0.0%	7	28.0%	0	0.0%	11	0	25	地域圏
通所介護施設	3	15.0%	2	10.0%	7	35.0%	2	10.0%	7	2	20	地域圏
訪問介護施設	3	25.0%	0	0.0%	4	33.3%	0	0.0%	4	0	12	地域圏
入所介護施設	2	3.8%	1	1.9%	13	25.0%	3	5.8%	20	5	52	市域圏・地域圏
多機能型施設	2	33.3%	0	0.0%	3	50.0%	0	0.0%	3	1	6	地域圏

※令和2年12月末時点

(2) 誘導施設の設定

- 「能代地域中心拠点」および「二ツ井地域中心拠点」の特性を踏まえ、「都市機能誘導区域内にある現有機能の維持や流出抑制」および「新たな施設の立地による機能増進」を図る視点から、「能代地域中心拠点」は市域圏および地域圏を対象とする施設から、「二ツ井地域中心拠点」は地域圏を対象とする施設から、それぞれ誘導施設を選定することを基本とします。
- なお、誘導施設の候補施設のうち、以下のような施設は、誘導施設には位置づけないこととします。
 - ◆ 能代山本地域など、市域を超えて広域的なサービスを行う施設（地域振興局、救急告示病院に認定されている病院、高等学校 等）
 - ◆ 小中学校等の日常生活圏単位で立地すべき施設で、都市機能誘導区域への誘導・集約を行うべきではない施設（地域包括支援センター、コンビニエンスストア、小・中学校 等）
 - ◆ 居住地と近接した施設の立地による利便性の向上が期待されず、都市機能誘導区域への誘導・集約を行うべきではない施設（サービス付き高齢者向け住宅を除く入所介護施設）
 - ◆ 当面、現位置からの移転等が予定されていない、市役所や地域振興局等の行政施設および二ツ井地域の認可保育所、子育て支援センター
- 以上のことから、各拠点の誘導施設を以下のとおり設定します。

表 7 誘導施設（案）（1/2）

施設区分	分類	利用圏域	能代地域 中心拠点	二ツ井地域 中心拠点
介護・ 福祉施設	下記のいずれかの機能を有す老人福祉施設	市域圏 地域圏	○	○
	・ 指定居宅介護支援事業所 ・ 通所介護施設 ・ 訪問介護施設 ・ 多機能型施設 ・ サービス付き高齢者向け住宅			
子育て 支援施設	子育て世代包括支援センター	市域圏	○	—
	認可保育所	地域圏	○	—
	認定こども園	地域圏	○	—
	子育て支援センター	地域圏	○	—
	母子生活支援施設	市域圏	○	—
	児童館	地域圏	—	○

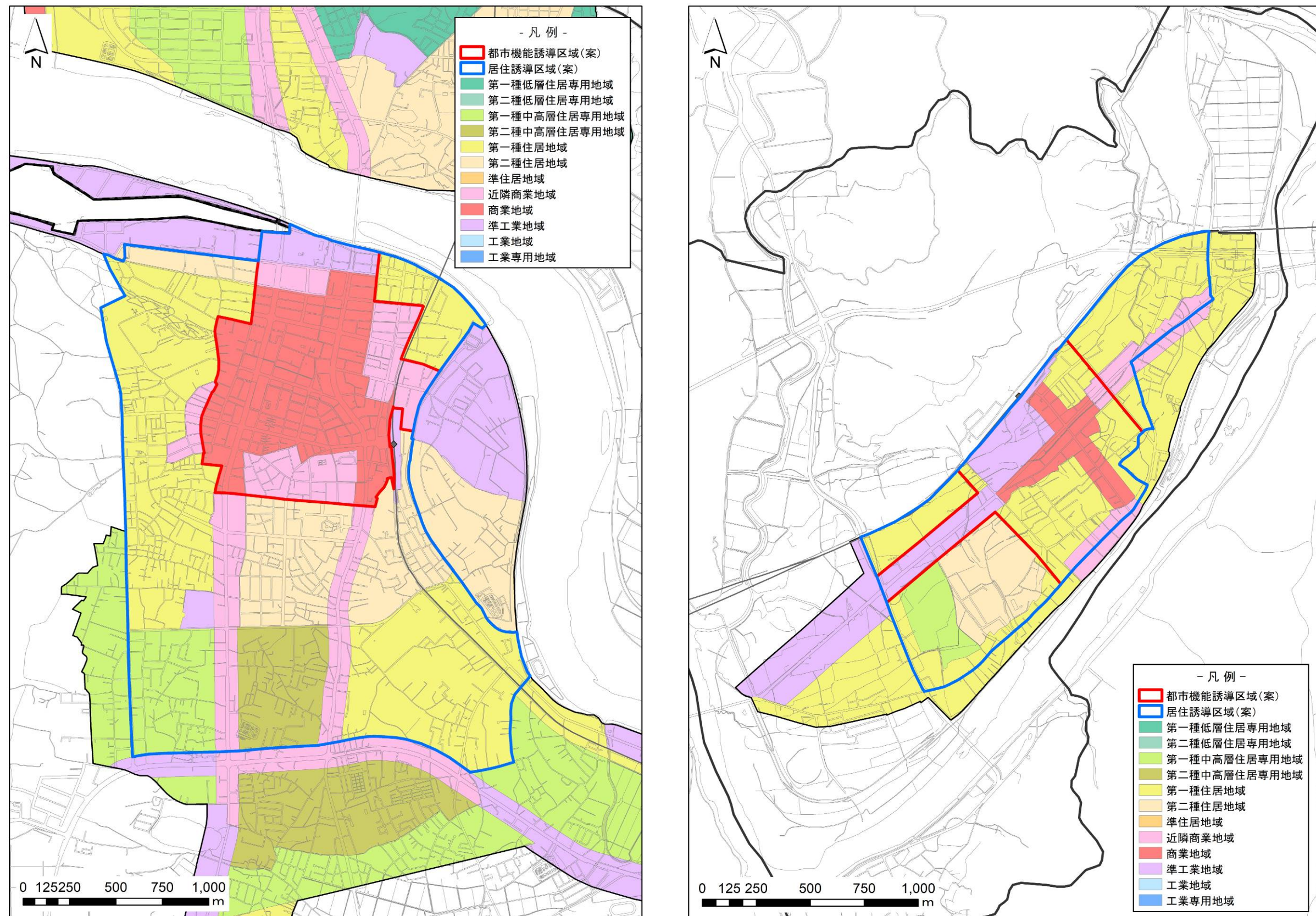
表 8 誘導施設（案）（2/2）

施設区分	分類	利用圏域	能代地域 中心拠点	二ツ井地域 中心拠点
医療施設等	病院（救急告示病院に認定されている病院を除く）	市域圏	○	—
	医科診療所	地域圏	○	○
	調剤薬局	地域圏	○	○
商業施設	生鮮食料品を取り扱う小売店舗	地域圏	○	○
金融施設	銀行	地域圏	○	○
	信用金庫等	地域圏	○	○
教育・文化・ 交流施設	博物館等	市域圏	○	—
	コンベンション機能を有する複 合施設（床面積 500 m ² 以上の会場 を有する施設）	市域圏	○	—

表 9 【参考】能代地域中心拠点および二ツ井地域中心拠点の特性

区分	特性
能代地域中心拠点	● 米代川の水運、北前船による西廻り海運の要衝として栄えた発展経緯をもつ ● 医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設のほか、行政機能や文化機能等の多様な機能が集約しており、生活・文化・情報の中心地としての役割を担う
二ツ井地域中心拠点	● 古くから定期市が開かれ、鉄道開通後は二ツ井駅周辺に商店街が形成された経緯をもつ ● 米代川と JR 奥羽本線に囲まれた区域に、医療・福祉・商業・子育て支援等の各種の生活サービス施設のほか、行政機能や文化機能等がコンパクトに立地しており、旧二ツ井町地域の経済的中心地としての役割を担う

図 1 都市機能および居住の各誘導区域（案）（左：能代地域、右：ニツ井地域）



【都市機能および居住の各誘導区域から除外する区域】

都市機能および居住の各誘導区域のうち、以下の区域は、各誘導区域から除外します。

なお、将来、新たに区域指定等を受けた場合についても、除外するものとします。

・土砂災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・災害危険区域 ・土砂災害警戒区域